

# 豊田市区長会共済制度

## 1 目的

自治区及び自治区諸団体並びに地区コミュニティ会議が主催する活動中における参加者の身体傷害及び自治区賠償の責に対し、区長会及び豊田市が見舞金又は賠償金を支払うことで、地域におけるコミュニティ活動の振興・活性化を図る。

## 2 事務手続の流れ

①年度当初に、区長会共済会該当行事届（様式第1号）を提出する。

※ 行事届にない事業での事故は対象外です。

②万が一事故が起きてしまったら、以下のフロー図に従って、必要な書類を提出する。



※広報とよた配布活動中のケガについては、広報課（☎34-6604）に確認してください。

### 3 共済会傷害見舞金について【提出書類A】(担当：区長会共済会)

通院のみの場合は90日、入院と通院の場合は180日(入院90日まで、通院90日まで)を上限とし、通院及び入院は傷害日数の期間内を対象とする。

①傷害日数 傷害日数は、初診日から治癒の日(原則、最後の通院日)までとする。

傷害日数	支給金額	傷害日数	支給金額
1～ 5日	5,000円	76～ 90日	40,000円
6～ 10日	10,000円	91～105日	45,000円
11～ 15日	15,000円	106～115日	50,000円
16～ 31日	20,000円	116～130日	55,000円
32～ 45日	25,000円	131～150日	60,000円
46～ 60日	30,000円	151～165日	65,000円
61～ 75日	35,000円	166～180日	70,000円
死亡見舞金		200万円	

②通院 1日1,000円×通院実日数(傷害日数内で、実際に通院した日数)

③入院 1日3,000円×入院実日数(傷害日数内で、入院していた日数)

☆傷害見舞金算出計算式

通院のみ	①+②	入院・通院両方	①+②+③
入院のみ	①+③	接骨院の場合	(①+②)×0.7

☆見舞金計算例

例	算出方法	支給金額
傷害日数 … 30日 通院実日数… 10日	傷害日数金額 20,000円 +(通院金額 1,000円×10日)	30,000円
傷害日数 … 50日 入院実日数… 10日 通院実日数… 15日	傷害日数金額 30,000円 +(入院金額 3,000円×10日) +(通院金額 1,000円×15日) +(診断書料 5,000円)	80,000円

※受傷者に後遺障害が残った場合は、別に見舞金が支給されることがあります。

【傷害見舞金に関する注意事項】

①受傷者が入院した場合、区長は5,000円の見舞金事前支給の請求ができます。

②治療期間が32日以上の場合は、診断書(様式第4号)を添付してください。

その際には、診断書料として別途5,000円を支給します。

なお、複数の病院に通院した場合、一つの病院が32日未満であっても、合わせて32日以上の際は全ての病院の診断書が必要です。ただし、その場合の診断書料は何枚必要であっても一律5,000円とします。

③受傷者に後遺障害が残った場合及び死亡した場合は、別に提出書類があります。

#### 4 奉仕活動傷害見舞金について【提出書類B】（担当：市 地域交流課）

※地区コミュニティ会議は対象外

環境美化活動等（道路河川愛護活動、水辺愛護会による活動を含む）における従事者の身体傷害に対しては、「3 傷害見舞金」制度に加えて、豊田市が契約した保険会社からも見舞金が支給されます。

区 分	支 払 事 例	支 払 金 額
見舞金	奉仕活動中の 死亡・後遺障害	300万円
	奉仕活動中のケガ	①入院…3,000円× <u>入院実日数</u> (事故の日から180日以内で上限180日) ②通院…2,000円× <u>通院実日数</u> (事故の日から180日以内で上限90日)

##### 【奉仕活動傷害見舞金に関する注意事項】

接骨院、マッサージ・針・灸院等医療機関以外での治療は見舞金を減額または支給しないことがあります。

#### 5 広報とよた配布活動傷害見舞金について（担当：市 広報課）

広報とよた配布活動における従事者の身体傷害に対しては、「3 傷害見舞金」制度に加えて、豊田市が契約した保険会社からも見舞金が支給されます。提出書類及び支払金額等については、広報課（☎34-6604）にお問い合わせください。

#### 6 賠償金について【提出書類C又はD】（担当：区長会共済会）※地区コミュニティ会議は対象外

区 分	内 容	行事届	限度額
①認定行事中の 一般的賠償	自治区行事中に、区民がその行事に起因する過失により、他人の身体、財物を害した場合に保険金が支払われます。	必要	1事故につき 2億円
②認定行事中の 生産物賠償	バザー等自治区行事において、製造、販売した生産物の欠陥が原因で、他人の身体、財物を害した場合に保険金が支払われます。ただし、保健所に届出のあった行事に限ります。	必要	
③自治区所有物等 の一般的賠償	自治区が所有・使用・管理する施設等の欠陥が原因で、他人の身体、財物を害した場合に保険金が支払われます。	不要	
④日常活動中の 一般的賠償	自治区が日常的に行う活動において、区民がその活動に起因する過失により、他人の身体、財物を害した場合に保険金が支払われます。	不要	

## 7 対象とならないケース

対象外 行事	①「共済会該当行事届」に掲載されていない行事 ②自治区活動とは切り離されるべき、政治・宗教活動等の行事 ③わくわく事業で補助金の交付を受けている活動
支払 不可	①行事参加者の故意による事故 ②疾病、脳疾患等の内疾患（熱中症※）、心神喪失、酒酔い等による事故 ③地震、噴火、洪水、津波、高潮等天災による事故 ④戦争、変乱、暴動等による事故 ⑤重大な過失や法違反による事故 ⑥自動車、航空機、エレベーターによる自損、物損補償及び対人、 対物賠償事故 ⑦給排水管、暖冷房装置、消火栓からの漏水による事故 ⑧重機類等（草刈機を除く）による事故

※公共奉仕活動見舞金は、熱中症も対象とします。

## 8 その他

- ①共済制度を使用するためには、豊田市区長会共済会該当行事届（様式第1号）の提出により事前に行事内容を届けることが必要です（例年2月ごろに、前区長に対し次年度分の提出を依頼しています）。年度途中に行事が追加になった場合は、その都度様式に記入して提出してください。
- ②詳細については、資料集 豊田市区長会「区長会共済会会則及び細則」をご参照ください。
- ③豊田市区長会共済会の掛金は、年度当初に「地域振興事務交付金」から1世帯100円が支払われています。

## 9 担当及び問合せ先

受付：各支所

担当：区長会事務局 ☎34-6629 FAX：35-4745

E-mail：juminjichi@city.toyota.aichi.jp

※ 休日急ぎの場合の連絡先（賠償責任の場合のみ）：

損害保険ジャパン株式会社 代理店 オバタ産業株式会社 ☎45-2911